

よくある間違い3選

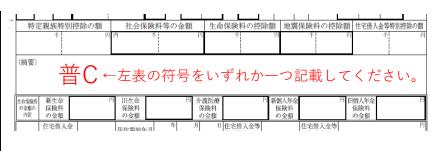


給与支払報告書提出時によくある間違いを3つ紹介します。どれも対象者の課税に影響が及びますので必ずご一読ください。

1 普通徴収切替理由の符号の記載が無い

新年度(翌6月分から)の市民税・県民税・森林環境税を<mark>普通徴収(個人納付)としたい場合につ</mark> いては、個人別明細書の摘要欄に以下の符号のいずれかを必ず記載してください。当てはまる符 号が無い場合は特別徴収(給与引き去り)としてください。

総従業員数が2人以下	普A
他の事業所で特別徴収	普B
給与が少なく税額が引けない	普C
給与の支払が不定期	普D
専従者(個人事業主のみ)	普E
退職(予定)者・休職者	普F

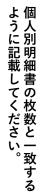


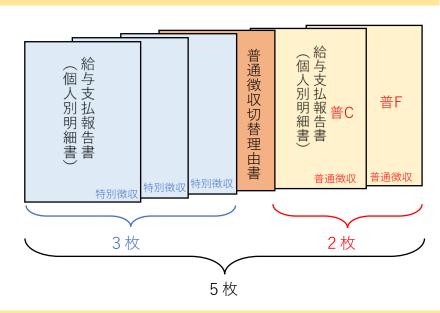
2 総括表に記載した人数と個人別明細書の数が一致しない

※提出前に最終確認をお願いします。

≪総括表右上部分≫



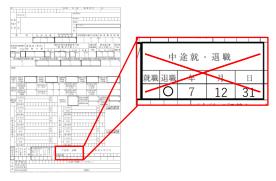




3 特別徴収希望なのに退職日の記載がある

≪総括表右上部分≫

受 給 者 数		(他市区町村分を含む。)			
前	於 人 多	A			人
伊熱	特 別 (給与引	徴 きュ		1	人
労崎市報告人員	普通徴収	j	退職者		人
	(個人納付)	退職	は者を除く		人
	報告人	員の	合計	1	人



新年度の市民税・県民税・森林環境税を特別徴収(給与引き去り)としたい場合は、退職日を記載しないでください。

退職後、再雇用となる場合についても記載しないでください。 退職日の記載がある場合、普通徴収となる可能性があります。